

愛知県医療機関経営支援事業に関するQ&A

No	分類	質問・確認内容	回答	更新日
1	全般	県ホームページには「令和8年度実施要綱で実施」とあるが、これはどういう意味か。12月～3月までの賃上げは補助されないのか。	4月以降に支給する場合は令和8年度要綱により実施することになるため、このような記載をしています。なお、令和7年度要綱と8年度要綱に大きな違いはなく、8年度要綱でも12～5月の賃上げが対象となります。	3月10日
2	全般	3月1日時点でベースアップ評価料を届け出れば15万円（無床診療所、歯科診療所の場合）もらえるのか。	ベースアップ評価料の届出は支給要件の1つであり、それとは別に院内で12～5月の間ベースアップを行う必要があります。また、 一律15万円ではなく、医療機関で行ったベースアップの取組に対して、最大15万円支給するというものですので、要した額が15万円を下回る場合はその金額が支給額となります（千円未満切捨て） 。なお、ベースアップ評価料加算に伴う収入分を対象経費に含めることはできません。	3月10日
3	申請	申請はいつから始まるのか。案内は来るのか。	未定ですが、申請受付開始は6月頃を予定しています。案内は随時県ホームページを更新しているほか、受付開始前に個別に郵送する予定です。また、概算払いではなく、申請と実績報告を同時に提出していただき、精算払いで支給する予定です。なお、物価分と賃金分は同時に受け付ける予定です。	3月10日
4	申請	病院の申請受付も令和8年度なのか。	県の発出する情報は診療所等向けのものです。病院から厚生労働省への申請スケジュールは県とは異なりますので、病院から申請を行う場合は厚生労働省ホームページを確認してください。	3月10日
5	申請	3月1日時点でベースアップ評価料加算を取っているが、年度末に退職する職員がおり、4月からベースアップ評価料加算が取れなくなる場合は申請できるのか。	3月1日時点でベースアップ評価料の加算をしており、6月の診療報酬改定後のベースアップ評価料加算を再度届け出るのであれば申請可能です。	3月10日
6	申請	令和7年12月～令和8年2月に開設した医療機関等は申請できるのか。	3月1日時点でベースアップ評価料の加算しているのであれば対象になり得ます。その場合は12～5月の6か月間ではなく、開設日～5月までの期間と読み替えてください。	3月10日
7	申請	訪問看護ステーションのみなし指定を受けている診療所は訪問看護ステーションとしても申請できるのか。	訪問看護ステーションの医療機関コードが交付されており、訪問看護ステーションとしてベースアップ評価料を届け出れば、申請は可能です。ただし、同じ職員に対する経費を重複して申請することはできません。	3月10日
8	事業内容	3月までの一時金の支払いと4、5月のベースアップは片方のみの実施でも良いのか。	支給対象となる取組は「12～5月のベースアップ」であり、片方のみでは要件を充足しないため、両方実施する必要があります。	3月10日
9	事業内容	5月に一時金として6か月分支給することはできないのか。	一時金は直ちに給与改定ができない場合の措置であり、4か月分（12～3月分）が上限です。4月以降はベースアップが必要になります。	3月10日
10	事業内容	法人と雇用関係にある管理薬剤師は対象になるか。	対象になりません。	3月10日
11	事業内容	専従者として給与が支給されている場合は対象になるか。	専従者給与（個人事業主として働く家族に対して支払われる給与）は対象になります。	3月10日
12	事業内容	実施要領上は一時金等の支給を3月末までにする必要があるが、給与の支払いが翌月払いの場合はどうすればよいか。	就業規則等で翌月払いとしている場合は翌月（4月）に支払われるものを含めることも可能です。（国Q&A16） (3/17更新) 国Q&A27において、公立病院等については12～3月分の一時金の支給を4月以降に行うことを認めていることから、この規定を準用し、システム改修や給与データ入力に間に合わないなどやむを得ない場合は 4月以降（6月まで）に一時金を支払う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含められること となりました。ただし、対外的な理由については申請者側で説明いただくこととなりますので、御承知おきください。	3月10日 3月17日更新
13	事業内容	法人で一律同じ給与体系であり、事業所単位で給付すると待遇に差が生じてしまうため、法人単位で賃金改善を行いたい。そのような場合でも今回の事業の対象にできるか。	愛知県内に所在する診療所等で合算した賃金改善額で実績報告を提出することも可能ですが、対象職員については対象医療機関等と兼務しており、勤務実態があるなどの条件があります。なお、申請先が異なる病院や他都道府県の診療所等と合算することはできません。（国Q&A22）	3月10日
14	事業内容	6月以降に給与水準を下げた場合はどうなるのか。	基本的には12～5月の水準を維持していただく必要がありますが、今回の給付額以上に12～5月の間、賃上げを行った場合や、6月以降のベースアップ評価料による収入が激減し、医療機関の負担が発生する場合についてはこの限りではありません。（国Q&A23）	3月10日
15	事業内容	12～5月中に退職した職員や、新規採用した職員も事業の対象に含めてよいか。	退職月まで（採用月から）の分については可能です。（国Q&A25,26）	3月10日
16	事業内容	ベースアップは全職員に対して行わなければならないのか。特定の職種だけでも良いのか。	誰にどれだけ配分するかは医療機関の判断となりますが、一部の職員に賃金改善を集中させるなど、著しく偏った配分にならないよう留意してください。	3月10日
17	特例措置	令和7年4月以降に開設した医療機関は、昨年末比2.0%以上の給与水準を上回っている場合の特例を適用できるか。	適用することはできません。	3月10日
18	特例措置	昨年末比2.0%以上の給与水準を上回っていれば、12月からの賃金改善はしなくてもよいのか。	お見込みのとおりですが、国の要領で言う「賃金改善」とは、「基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのほか、これらの連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額」が含まれ、定期昇給による賃金上昇は今回の対象には含まれませんので、単純に昨年3月と12月の給与とを比較して算出することはできません。	3月10日
19	特例措置	昨年末比2.0%以上の給与水準を算出する際、事業所全体の人件費支出と比較しても良いか。	定期昇給分やベースアップ評価料加算による収入分は対象に含まれませんので、基本給や毎月支払われる手当部分で比較するなど、今回の対象事業について比較する必要があります。	3月10日
20	特例措置	余剰分が発生する場合は必ず賃金改善に充てる必要があるか。	職員にとって全く賃金改善の実感がないまま事業を終えることになるため、何らかの賃金改善をお願いします。	3月17日
21	特例措置	余剰分についても12～5月の賃金改善に充てる必要があるか。それとも、4月以降のベースアップのみでよいか。	何らかの賃金改善に充てられているということであれば、いずれも差し支えないものとして扱います。	3月17日
22	実績報告	国Q&A22では「実績報告においても法人全体の賃金改善額で評価することが可能」とある一方で、「同一都道府県内に所在する診療所等について法人単位で当該都道府県に申請」とあるが、愛知県内にある病院と診療所間で今回の支給額を融通させることはできるのか。	①病院、②愛知県内の診療所等（薬局、訪問看護ST）、③愛知県外の診療所等間で融通させることはできません。	3月17日
23	物価支援	物価上昇分もベースアップ評価料を届け出ないと支給を受けられないのか。	物価上昇分についてはベースアップ評価料加算の届出は必須ではなく、保険診療（調剤）の実績があれば支給対象となります。ただし、申請時点で休止届を出している場合、既に廃院している場合は申請できません。なお、訪問看護ステーションは対象ではありません。	3月10日
24	その他	物価高騰対策支援金とこの事業とは異なるものなのか。重複して申請することもできるのか。	本事業は物価高騰対策支援金とは異なるものです。どちらか片方しか申請できないということはなく、対象であれば両方とも申請いただくことは可能です。受付期間が異なるため、申請漏れの無いようにしてください。	3月10日